

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年11月29日)

陳情6年地域第48号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管 件 名	議決結果
6年-48 (R6.11.20)	地 域 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを国に求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを国に求める意見書を提出すること。</p>		
<p>▶陳情理由 夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは、間接的な女性差別である。通称使用の拡大では、根本的解決にならない。 女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告している。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」と強く求めている。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は、自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われているといえる。 法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申している。最高裁判所は、2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしたが、制度のあり方は国民の判断、国会に委ねるべきとした。最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっている。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々に採択されている。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表した。 総選挙の争点にもなり、衆議院議員選挙を経て、国会状況は大きく変化し、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっている。同制度をただちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任と考える。 鳥取県議会においても、選択的夫婦別姓をただちに導入するよう求める意見書を国に提出していただきたい。</p>		
<p>▶提出者 新日本婦人の会鳥取県本部</p>		

現状と県の取組状況

地域社会振興部（人権尊重社会推進局女性応援課）

【現状】

- 1 「選択的夫婦別氏制度」は、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度。
- 2 平成8年2月に法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」において選択的夫婦別氏制度の導入が提言され、国においては当該答申を踏まえて改正法案の準備が進められたものの、国民各層に様々な意見があること等により国会提出には至らなかった。
- 3 平成22年2月にも法務省から民法改正案の概要が提示されたものの政府・与党内での意見不一致があり国会提出は見送られた。
- 4 現状、令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされている。
- 5 全国知事会としては、同会男女共同参画プロジェクトチームが今年8月に「ジェンダー平等の実現に向けた提言」として国に提言したほか、9月には同会国民運動本部が各国政政党に対して「持続可能で活力ある日本と地域を実現するための提言」として「制度に係る議論を加速化させること」を要請した。
- 6 経済界では、今年6月に日本経済団体連合会が「政府が一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待」して政府に要望。
- 7 そのほか、今年10月には政府から国連への女子差別撤廃条約実施状況報告（上記4及び旧姓の通称使用に係る現状等）に対して8年ぶりに女子差別撤廃委員会による審査があり、選択的夫婦別氏を可能とする法改正を求めた「最終見解」が示されたところ。

<最高裁判決>

- (1) 平成27年12月、婚姻の際、夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は憲法違反であると主張し、国に対し損害賠償を求めた訴訟に対して、最高裁は「婚姻の際に氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない、「本件規定は、夫婦又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の協議に委ねて」おり、夫婦同氏制が「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない」ことなどを理由とし、当該規定が憲法に違反するものではないと判示。
- (2) 令和3年6月、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載した婚姻届の受理を命ずるよう求めた事案に対し、最高裁は「民法750条の規定が憲法24条に違反するものではないことは当裁判所の判例とするところ」であり、「夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反することではないことは、平成27年大法院判決の趣旨に徴して明らかである」と判示。

<国の世論調査結果>

- ・「家族の法制に関する世論調査」（令和3年12月～令和4年1月、全国18歳以上の日本国籍を有する5,000人を無作為抽出、有効回収数：2,884人）
 - 夫婦同姓制度維持・・・・・・・・・・27.0%
 - 旧姓の通称使用に法制度を設ける・・・・・・・・42.2%
 - 選択的夫婦別姓制度を設ける・・・・・・・・28.9%
 - 無回答・・・・・・・・・・1.9%

※参考法令

- 民法第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- 戸籍法第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。(1)夫婦が称する氏 (2)その他法務省令で定める事項
- 憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 憲法第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。